

## 【 逋信委員会 】

### (1) 審議概観

第132国会において逋信委員会に付託された法律案は内閣提出9件であり、いずれも成立した。また、日本放送協会（NHK）の平成7年度予算及び平成5年度決算が付託され、平成7年度予算は承認されたが、平成5年度決算は審査未了となった。

本委員会付託の請願2種類24件は、保留となった。

#### 〔法律案等の審査〕

郵便法の一部を改正する法律案は、利用者に対するサービスの向上等を図るため、第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の減額率の法定上限を廃止する等の改正を行うものである。

委員会においては、国営事業としての郵便サービスの役割、健全な事業運営の確保等の諸問題について質疑を行い、全会一致をもって可決した。なお、3項目の附帯決議を行った。

郵便振替法の一部を改正する法律案は、利用者の利便の向上を図るため、国税又は電波利用料の納付を郵便振替によりできるようにするとともに、郵便振替の特殊取扱いを拡充するものである。

郵便貯金法の一部を改正する法律案及び簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案は、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金及び簡易生命保険特別会計の積立金の運用対象に先物外国為替を加え、これに運用する場合には証券会社に委託する方法によらなければならないとするものである。

委員会においては、以上3案を一括して審査し、郵便振替サービスの利用拡充策、資金運用の基本的考え方、外国債運用とリスク管理、郵便貯金資金の地域還元、郵貯・簡保資金と財政投融资とのかかわり等の諸問題について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって可決した。なお、3法律案に対し、それぞれ2項目の附帯決議を行った。

受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法案は、放送分野の急速な技術革新にかんがみ、国民が情報を選択する機会を拡大するため、視聴者が個々の関心に応じて多様な方法で視聴することができる受信設備制御型放送番組の制作を促進しようとするものである。

委員会においては、高度情報社会の構築に向けての政府の取組、ソフト制作支援の在り方等の諸問題について質疑を行い、全会一致をもって可決した。なお、4項目の附帯決議を行った。

**電気通信基盤充実臨時措置法及び通信・放送機構法の一部を改正する法律案**は、電気通信基盤の整備充実を図るため、電気通信基盤充実事業に新たに高度有線テレビジョン放送施設整備事業を加えるとともに、通信・放送機構に高度通信施設整備事業及び高度有線テレビジョン放送施設整備事業の実施に必要な資金の借入に係る利子に対する助成金交付の業務を行わせるものである。

本法案は、昨年5月の郵政省電気通信審議会答申「21世紀の知的社会への改革に向けて」を具体化するために提出されたものである。同答申は、情報通信基盤を21世紀の知的社会の構築に不可欠な社会資本と位置付け、その整備に向けた具体的方策として、光ファイバ網の全国整備のための特別融資制度の創設等を提言した。

委員会においては、マルチメディア社会に向けての情報通信基盤整備の在り方、CATV事業の現状と課題等の諸問題について質疑を行い、全会一致をもって可決した。なお、5項目の附帯決議を行った。

**電波法の一部を改正する法律案**は、無線従事者の資格を取得しようとする者の負担の軽減等を図るため、免許を受けることができる者の範囲を拡大する等の措置を講ずるとともに、電波利用料について口座振替の方法による納付を実施しようとするものである。

**電気通信事業法の一部を改正する法律案**は、第一種電気通信事業者に係る料金その他の役務の提供条件についての規制の合理化を図るため、料金のうち一定の範囲のものについて認可制から事前届出制に改めるとともに、役務に関する標準契約約款制を導入しようとするものである。

委員会においては、以上2案を一括して審査し、電波利用環境の整備、電波利用料制度の現状と課題、電気通信事業の規制の在り方、今回の規制緩和措置による効果、緊急円高・経済対策に盛られた規制緩和の前倒し等の諸問題について質疑を行い、全会一致をもって可決した。なお、両法律案に対し、それぞれ3項目の附帯決議を行った。

**放送法の一部を改正する法律案**は、真実でない放送により権利を侵害された者に対する救済措置の改善を図るため、訂正又は取消しの放送の請求期間を延長するとともに、放送事業者が放送番組を保存すべき期間を延長する等の改正を行おうとするものである。

委員会においては、訂正放送制度の周知徹底、報道の自由の確保と人権侵害に対する救済の必要性、視聴者の立場に立った放送法の在り方等の諸問題について質疑を行い、全会一致をもって可決した。なお、3項目の附帯決議を行った。

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件は、NHKの平成7

年度収支予算、事業計画及び資金計画について国会の承認を求めようとするものである。

委員会においては、非常災害時における公共放送の在り方、中長期的な事業経営の方針、国際放送の拡充への取組、ハイビジョン放送の実施状況とデジタル化への対応、受信料収納体制の整備等の諸問題について質疑を行い、全会一致をもって承認した。なお、7項目の附帯決議を行った。

#### 〔国政調査等〕

2月14日、大出郵政大臣から郵政行政の基本施策について所信及び阪神・淡路大震災に係る被災状況と対策について報告を聴取し、同月16日、郵便及び救援小包の配達状況、郵便貯金及び簡易保険の非常取扱い状況、震災の郵便事業財政への影響、災害時における通信ネットワークの確保、震災時における報道の在り方及び具体的な対応状況、金利自由化後の郵便貯金の先導的役割、郵便貯金及び簡易保険の自主運用の在り方等について質疑を行った。

また、3月17日、予算委員会から委嘱を受けた平成7年度郵政省関係予算の審査を行い、被災郵便局の復旧への取組、郵政事業における災害等に対するバックアップ体制、救急救助用無線の状況、我が国のマルチメディアの現状、簡易型携帯電話の事業化の推進方策、放送のデジタル化への取組等について質疑を行った。

## (2) 委員会経過

### ○平成7年2月14日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 郵政事業、通信、放送及び電波等に関する調査を行うことを決定した。
- 郵政行政の基本施策に関する件及び阪神・淡路大震災に関する件について大出郵政大臣から所信及び報告を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

### ○平成7年2月16日（木）（第2回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 郵政行政の基本施策に関する件及び阪神・淡路大震災に関する件について大出郵政大臣、政府委員、郵政省、自治省当局、参考人日本放送協会専務理事中村和夫君、社団法人日本民間放送連盟理事・報道委員長氏家齊一郎君及び日本電信電話株式会社理事・保全サービス部長高島秀行君に対し質疑を行った。

○平成7年3月7日（火）（第3回）

- 郵便振替法の一部を改正する法律案（閣法第60号）
  - 郵便貯金法の一部を改正する法律案（閣法第71号）
  - 簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第72号）
  - 郵便法の一部を改正する法律案（閣法第73号）
- 以上4案について大出郵政大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年3月10日（金）（第4回）

- 郵便法の一部を改正する法律案（閣法第73号）について大出郵政大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。
- （閣法第73号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、護り、二院、無  
反対会派 なし
- なお、附帯決議を行った。

○平成7年3月14日（火）（第5回）

- 郵便振替法の一部を改正する法律案（閣法第60号）
  - 郵便貯金法の一部を改正する法律案（閣法第71号）
  - 簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第72号）
- 以上3案について大出郵政大臣、政府委員、自治省、建設省、大蔵省及び外務省当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。
- （閣法第60号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、護り、無  
反対会派 なし  
欠席会派 二院
- （閣法第71号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、護り、無  
反対会派 なし  
欠席会派 二院
- （閣法第72号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、護り、無  
反対会派 なし  
欠席会派 二院

なお、3案についてそれぞれ附帯決議を行った。

- 受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法案（閣法第41号）（衆議院送付）について大出郵政大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年3月17日（金）（第6回）

- 理事の補欠選任を行った。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○平成7年度一般会計予算（衆議院送付）

平成7年度特別会計予算（衆議院送付）

平成7年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（郵政省所管）について大出郵政大臣から説明を聴いた後、同大臣、政府委員、郵政省、消防庁当局、参考人日本電信電話株式会社電報事業本部長酢谷俊一君、同社理事・保全サービス部長高島秀行君、国際電信電話株式会社常務取締役山口武雄君及び日本放送協会理事齊藤暁君に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○電気通信基盤充実臨時措置法及び通信・放送機構法の一部を改正する法律案（閣法第40号）（衆議院送付）について大出郵政大臣から趣旨説明を聴いた。

#### ○平成7年3月28日（火）（第7回）

○放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第1号）（衆議院送付）について大出郵政大臣から趣旨説明を、参考人日本放送協会会長川口幹夫君から説明を聴き、同大臣、政府委員、参考人日本放送協会会長川口幹夫君、同協会専務理事中村和夫君、同協会理事齊藤暁君、同協会理事中井盛久君、同協会専務理事・技師長森川脩一君、同協会理事河野尚行君、同協会理事菅野洋史君及び同協会理事安藤龍男君に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

（閣承認第1号＝平成7年度NHK予算）

賛成会派 自民、社会、平成、新緑、無

反対会派 なし

欠席会派 護り

なお、附帯決議を行った。

#### ○平成7年4月11日（火）（第8回）

○受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法案（閣法第41号）（衆議院送付）について大出郵政大臣、政府委員及び郵政省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第41号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、護り、無

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成7年4月13日（木）（第9回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 電気通信基盤充実臨時措置法及び通信・放送機構法の一部を改正する法律案（閣法第40号）（衆議院送付）について大出郵政大臣、政府委員、大蔵省当局及び参考人日本放送協会理事中井盛久君に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第40号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、護り、無  
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 電波法の一部を改正する法律案（閣法第68号）（衆議院送付）  
電気通信事業法の一部を改正する法律案（閣法第84号）（衆議院送付）  
以上両案について大出郵政大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年4月25日（火）（第10回）

- 電波法の一部を改正する法律案（閣法第68号）（衆議院送付）  
電気通信事業法の一部を改正する法律案（閣法第84号）（衆議院送付）  
以上両案について大出郵政大臣、政府委員及び公正取引委員会当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第68号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、護り、二院、無  
反対会派 なし

（閣法第84号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、護り、二院、無  
反対会派 なし

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

- 放送法の一部を改正する法律案（閣法第85号）（衆議院送付）について大出郵政大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年4月27日（木）（第11回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 放送法の一部を改正する法律案（閣法第85号）（衆議院送付）について大出郵政大臣、政府委員、参考人日本放送協会理事河野尚行君及び社団法人日本民間放送連盟専務理事西田實君に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第85号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、護り、二院、無  
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成7年6月14日（水）（第12回）

- 請願第15号外23件を審査した。

- 郵政事業、通信、放送及び電波等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

### (3) 成立議案の要旨・附帯決議

#### 電気通信基盤充実臨時措置法及び通信・放送機構法の一部を改正する法律案（閣法第40号）

##### 【要旨】

本法律案は、電気通信基盤の整備充実を図るため、電気通信基盤充実事業に新たに高度有線テレビジョン放送施設整備事業を加えるとともに、通信・放送機構に高度通信施設整備事業及び高度有線テレビジョン放送施設整備事業の実施に必要な資金の借入に係る利子に対する助成金交付の業務を行わせるものであり、その主な内容は次のとおりである。

##### 1 電気通信基盤充実臨時措置法の一部改正

- (1) 高度有線テレビジョン放送施設整備事業を電気通信基盤充実事業に加えること。
- (2) 通信・放送機構の業務として、高度有線テレビジョン放送施設整備事業の実施に必要な資金についての債務保証並びに高度通信施設整備事業及び高度有線テレビジョン放送施設整備事業の実施に必要な資金の借入に係る利子の支払いに必要な資金に充てるための助成金交付の業務を追加すること。
- (3) 助成金交付業務を行うため、国の補助金により、通信・放送機構に高度電気通信施設整備促進基金を設置し、特別の勘定を設けて整理すること。

##### 2 通信・放送機構法の一部改正

新たな勘定を創設するに際し、通信・放送機構の受信対策勘定を廃止し、衛星放送受信対策基金に係る経理については他の勘定において行うこと。

##### 3 施行期日

本法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

##### 【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 高度情報通信社会の実現に向けて、光ファイバ網の整備が不可欠であることにかんがみ、本法に基づく第1種電気通信事業者及び有線テレビジョン放送事業者に対する支援措置の実施に必要な資金の確保に努めること。
- 一 情報通信基盤の整備に当たっては、光ファイバ網の整備等有線系のネットワークの構築に加えて、移動体通信や衛星通信といった無線系のネットワー

クの構築にも十分配慮し、マルチメディア時代を見据えた多様な情報通信基盤の構築に努めること。

- 一 有線テレビジョン放送が、マルチメディア時代の中核的情報通信基盤の1つとして期待されるものであることにかんがみ、その施設の一層の普及・高度化が図られるよう、関係地方公共団体と連携しつつ、今後ともその支援に努めること。
  - 一 地震等の災害時において、衛星通信システムが大きな役割を果たし得ることにかんがみ、その研究開発を積極的に推進するとともに、中央防災会議の方針の下、関係行政機関等と協力しつつ、災害に強い情報通信基盤の構築に努めること。また、先般の阪神・淡路大震災の復興に当たっては、その支援措置の一層の拡充に努めること。
  - 一 情報通信基盤の整備に当たっては、情報の地域間格差等に留意し、全国的に均衡のとれた整備に努めるとともに、諸外国の動向をも十分踏まえ推進すること。
- 右決議する。

### 受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法案

(閣法第41号)

#### 【要旨】

本法律案は、放送の分野における急速な技術革新にかんがみ、国民が情報を選択する機会を拡大するため、視聴者が個々の関心に応じて多様な方法で視聴することができる放送番組の制作を促進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 受信設備制御型放送番組、受信設備制御型放送番組制作施設整備事業等を定義すること。
- 2 郵政大臣は、受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する基本的な方向及び受信設備制御型放送番組制作施設整備事業の内容等に関する基本指針を定めること。
- 3 受信設備制御型放送番組制作施設整備事業を実施しようとする者は、その実施計画が適当である旨の郵政大臣の認定を受けることができること。
- 4 通信・放送機構の業務として、郵政大臣の認定を受けた実施計画に係る受信設備制御型放送番組制作施設整備事業の実施に必要な資金の出資等の業務を追加すること。
- 5 本法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

### 【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、高度情報通信社会推進本部の基本方針を踏まえ、関係行政機関等の連携の下に、マルチメディアを活かし、ゆとりと豊かさの実感できる国民生活の実現に向け、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 マルチメディア・ソフトの展開に当たっては、これまでのソフト制作支援の実績を見極めつつ、本法による支援措置の創設を契機として、今後とも人材面、技術面、著作権等の制度面を含めた総合的な振興を図ること。特に、中小ソフト制作事業者の創意工夫が十分発揮できるような環境整備に努めること。
  - 一 生活・文化の向上と社会福祉の増進に資するため、医療、教育等の公共分野における先導的な利活用方法の開発・普及を積極的に推進すること。その際、特に高齢者、身体障害者等にも十分配慮した施策を講ずること。
  - 一 情報通信分野の基礎的・汎用的技術について、国自らが長期的視野に立った研究開発を推進するとともに、その成果が広く実利用に活かされるよう配慮すること。
  - 一 情報通信基盤の整備に当たっては、情報の地域間格差等にも十分配慮し、均衡ある地域情報化を推進するとともに、国際的な共同プロジェクトの実施や発展途上国に対する技術協力などグローバルな展開にも積極的に参加・貢献すること。
- 右決議する。

### 郵便振替法の一部を改正する法律案（閣法第60号）

#### 【要旨】

本法律案は、利用者の利便の向上等を図るため、国税又は電波利用料について郵便振替により納付できることとするとともに、特殊取扱いの拡充等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 国税及び電波利用料について、これらを納付すべき者の郵便振替口座の預り金から払い出すことにより納付できることとすること。
- 2 特殊取扱いとして、口座への受入れに関する事項を証明した書類を交付し又は送達する取扱い、口座からの払出しに関する事項を通知する取扱い及び口座への受入れに関する事項を払込書の用紙に表示する取扱いができることとすること。
- 3 払出金額に相当する現金を受取人に交付する方法による現金払において、払出証書を発行してする方法又は現金を送達する方法による払渡しの取扱いに変更できることとすること。
- 4 省令で定める期間を経過しても払出金をまだ払い渡していないときにその

旨を加入者に通知する取扱い及び加入者の口座の預り金から払い出された払出金のうち省令で定める期間を経過してもまだ払い渡していないものについて、省令で定める期間ごとに、当該加入者に通知する取扱いができることとすること。

- 5 本法律は、平成8年1月4日から施行すること。ただし、郵便振替口座の預り金から払い出して電波利用料を納付する取扱いについては、電波法の一部を改正する法律附則第1項ただし書の政令で定める日から施行すること。

#### 【附帯決議】

政府は、この法律の施行に当たり、次の各項の実現に積極的に努めるべきである。

- 一 多様化する国民利用者のニーズに対応するため、今後とも送金サービスの推進及び充実に努めること。特に、全ての国民利用者が、郵便局において、国及び地方公共団体の各種公金について、口座振替により利用できるように努めること。
  - 一 ネットワーク化の進展を踏まえ、国民的財産である郵便局のネットワークの有効活用を図るため、他機関との相互接続について積極的に検討を進めること。
- 右決議する。

### 電波法の一部を改正する法律案（閣法第68号）

#### 【要旨】

本法律案は、無線従事者の資格を取得しようとする者の負担の軽減等を図るため免許を受けることができる者の範囲を拡大する等の措置を講ずるとともに、電波利用料について口座振替の方法による納付を実施しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 特定の無線従事者の資格について、大学等において無線通信に関する科目を修めて卒業した者は免許を受けることができることとすること。
- 2 無線従事者の資格及び業務経歴を有する者がその資格以外の免許を受けるに当たって、現在必要とされている郵政大臣の認定を廃止し、一定の要件を備えればよいこととすること。
- 3 電波利用料の納付について、免許人から口座振替の申出があった場合には、郵政大臣は、その納付が確実と認められること等を条件としてその申出を承認することができることとするとともに、納期限の特例を設けることとすること。
- 4 本法律は、無線従事者関係は平成8年4月1日から、電波利用料の口座振替関係は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める

日から施行すること。

#### 【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 電波の効率的な利用における無線従事者の果たす役割の重要性にかんがみ、その育成に努めるとともに、電波利用技術の急速な進展に対応し、無線従事者に関する施策について適宜見直すこと。
  - 一 電波利用環境の向上に資するため、監視システムの整備など電波監視体制の一層の強化を図るとともに、周波数の有効利用の促進、新たな周波数資源の開発にさらに積極的に取り組むこと。
  - 一 マルチメディア社会における無線通信の重要性にかんがみ、広く国民の意見を聴取し、時代を見据えた電波行政を推進すること。
- 右決議する。

#### 郵便貯金法の一部を改正する法律案（閣法第71号）

#### 【要旨】

本法律案は、金融自由化に適切に対応した郵便貯金事業の健全な経営の確保に資するため、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金の運用の対象に先物外国為替を加え、これに運用する場合には証券会社に委託する方法によらなければならないとするものである。

#### 【附帯決議】

政府は、この法律の施行に当たり、次の各項の実現に積極的に努めるべきである。

- 一 郵便貯金資金の一層有利で確実な運用及び地域への還元を図るため、金融自由化対策資金の運用対象の多様化を行うなど、資金運用制度の改善・充実に努めるとともに、その運用資金が預金者から預けられた大切な資金であることや国際金融情勢の変化等をより認識し、リスク管理を十分行うように配意すること。
  - 一 郵便貯金事業は、専ら個人のための国営・非営利の貯蓄金融機関であることを認識し、国民の老後生活の充実に寄与する金融サービスの開発など、引き続き個人預金者の利益の確保・増進に努めるとともに、事業の果たしている役割について、国民に対し十分な周知を行い、より一層の理解が得られるよう努めること。
- 右決議する。

## 簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第72号)

### 【要旨】

本法律案は、簡易生命保険の加入者の利益の増進を図るため、簡易生命保険特別会計の積立金の運用の対象に先物外国為替を加え、これを運用する場合には証券会社に委託する方法によらなければならないとするものである。

### 【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、豊かで活力ある長寿福祉社会の実現と金融自由化への適切な対応を図るため、次の各項の実施に積極的に努めるべきである。

- 一 金融・経済環境の国際的変化にも適切に対応し、簡易生命保険の加入者の利益の増進を図るため、簡易生命保険積立金の運用に当たっては、その資金が加入者の共同準備財産であることを認識し、リスク管理を十分行うように努めるとともに、その運用対象を一層多様化するなど資金運用制度の改善に努めること。
  - 一 国民の自助努力を支援するため、時代の要請にこたえた新商品の開発、サービスの充実、加入限度額の引上げ等の簡易生命保険制度の改善に努めるとともに、生命保険・個人年金に係る税制上の支援措置の充実に努めること。
- 右決議する。

## 郵便法の一部を改正する法律案 (閣法第73号)

### 【要旨】

本法律案は、郵便事業の現状等にかんがみ、利用者に対するサービスの向上等を図るため、第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の特例制度における料金の減額率の法定上限を廃止するとともに、郵便に関する料金を前払式カードにより納付できることとするほか、料金後納に係る担保を免除する者を追加しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の特例制度における料金の減額率の法定上限を廃止し、審議会に諮問した上、省令の定めるところにより減額できること。
- 2 郵政大臣が発行する一定の金額が電磁的方式によって記録されるカードを使用して、当該カードに記録されている金額の範囲内において郵便に関する料金を納付できること。
- 3 料金後納に係る担保を免除する者として、後納する郵便に関する料金を省令で定める期間以上継続して納付すべき期日までに納付している者を加えること。
- 4 本法律は、公布の日から起算して2月を経過した日から施行すること。

### 【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の各項の実現に努めるべきである。

- 一 郵便事業が国民生活に欠かせない基盤的な通信手段であることにかんがみ、今後ともマルチメディア時代の到来を見据えつつ、時代の変化や国民のニーズに的確に応えるサービスを提供するとともに、手紙文化や文書通信の普及・振興に一層努めること。
- 一 積極的な営業活動により収入を確保するとともに、機械化等による一層の効率化を推進し、健全な郵便事業財政の維持に努めること。
- 一 阪神・淡路大震災をはじめとする災害時において、郵政事業が果たしてきた役割や職員のたゆまぬ努力は高い評価を受けており、今後とも公共性の高い国営事業として、国民の期待に応え、引き続き信頼される安定したサービスを提供するとともに、地域社会の振興にも寄与する施策を推進すること。右決議する。

### 電気通信事業法の一部を改正する法律案（閣法第84号）

#### 【要旨】

本法律案は、第一種電気通信事業者に係る料金その他の提供条件についての規制の合理化を図るため、料金のうち一定の範囲のものについて認可制から事前届出制に改めるとともに、役務に関する標準契約約款制を導入しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 第一種電気通信事業者の提供する役務に関する料金について、電気通信役務のうちその内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないものとして郵政省令で定めるものについては認可制から事前届出制に改めることとする。
- 2 第一種電気通信事業者の提供する役務に関する契約約款について、郵政大臣の定める標準契約約款に合致するものは、認可を受けたものとみなすこととする。
- 3 本法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

#### 【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 マルチメディア社会における国民のニーズの多様化、技術革新の進展、国際的なネットワークの構築等の状況を踏まえ、時代にふさわしい電気通信行政の推進に努めること。
- 一 料金の届出に当たっては、提出書類の簡素化等可能な限り事業者の負担を軽減するとともに、均衡を欠くなど不当な料金設定があった場合には適切に

- 対処すること。
- 一 標準契約約款の制定・変更にあたっては、利用者の保護に十分配慮すること。
- 右決議する。

## 放送法の一部を改正する法律案（閣法第85号）

### 【要旨】

本法律案は、真実でない事項の放送により権利を侵害された者に対する救済措置の改善を図るため、訂正又は取消しの放送の請求期間を延長するとともに、放送事業者が放送番組を保存すべき期間を延長する等の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 訂正又は取消しの放送に関し、真実でない事項の放送により権利を侵害された者が、放送事業者に対して訂正又は取消しの放送の請求を行う期間を、「放送のあつた日から2週間以内」から「放送のあつた日から3箇月以内」に延長することとすること。
- 2 放送番組の保存に関し、訂正又は取消しの放送の関係者等が放送後に放送番組の内容を確認することができるようにするため、放送事業者が放送番組を保存すべき期間を、「放送後3週間以内」から「放送後3箇月間」に延長するとともに、訂正又は取消しの放送の関係者等が放送番組の内容を確認する方法は、視聴その他の方法によることとすること。
- 3 本法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

### 【附帯決議】

- 政府は、本法施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。
- 一 放送の社会的影響の重大性を深く認識し、放送の不偏不党、真実の確保に一層努め、視聴者の人権を最大限尊重した豊かな放送文化が創造されるようにすること。
  - 一 国民の人権を擁護するため、訂正放送等の制度の周知に努めるとともに、放送番組審議機関の機能の十分な活用を図るほか、諸外国の例を踏まえつつ、放送番組に関する苦情処理の在り方について、広く各界からの意見を聴き、放送事業者の運用面も含め検討すること。
  - 一 社会経済情勢の変化を踏まえ、有線放送、衛星放送を含めたマルチメディア社会における放送番組の諸課題について、総合的な検討を行うこと。
- 右決議する。

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第1号）

【附帯決議】

政府並びに日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 放送の社会的影響の重大性を深く認識し、放送の不偏不党と表現の自由の確保に一層努めるとともに、豊かな放送文化の創造に先導的な役割を果たすこと。
- 一 国際間の相互理解と文化交流の一層の促進を図るため、映像を含む国際放送の拡充を図るとともに、交付金の確保に努めること。また、国際的なルールづくりに積極的に貢献すること。
- 一 協会は、35年にわたり教育放送が果たしてきた役割を踏まえ、生涯学習時代にふさわしい教育・教養番組の充実を図ること。また、高齢者や障害者等にも配慮した放送の一層の拡充に努めること。
- 一 災害時放送の重要性を深く認識し、今次の阪神・淡路大震災による教訓を生かしつつ、非常時に備えた放送体制の一層の整備を図ること。
- 一 協会は、衛星放送を含む受信契約の締結と受信料の確実な収納に努め、事業財政基盤の充実を図るとともに、視聴者のより一層の信頼に応えるため、経営内容の開示を積極的に行うこと。
- 一 ハイビジョン実用化試験放送の円滑な実施に努めるとともに、マルチメディア時代に向けて、デジタル技術等放送技術の研究開発の促進を図ること。
- 一 協会は、地域文化の発展に資するよう、地域に密着した放送番組の充実を図り、その全国への情報発信を拡充すること。

右決議する。

#### (4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（9件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
※40	電気通信基盤充実臨時措置法及び通信・放送機構法の一部を改正する法律案	衆	7. 2. 13	7. 3. 2 (予備)	7. 4. 13 可決 附帯決議	7. 4. 14 可決	7. 2. 27	7. 3. 16 可決 附帯決議	7. 3. 17 可決	
※41	受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法案	〃	2. 13	2. 27 (予備)	4. 11 可決 附帯決議	4. 14 可決	2. 13	3. 10 可決 附帯決議	3. 14 可決	
60	郵便振替法の一部を改正する法律案	参	2. 24	2. 27	3. 14 可決 附帯決議	3. 15 可決	2. 24 (予備)	4. 26 可決 附帯決議	4. 27 可決	
68	電波法の一部を改正する法律案	衆	3. 3	3. 3 (予備)	4. 25 可決 附帯決議	4. 26 可決	3. 3	4. 12 可決 附帯決議	4. 13 可決	
71	郵便貯金法の一部を改正する法律案	参	3. 3	3. 3	3. 14 可決 附帯決議	3. 15 可決	3. 3 (予備)	4. 26 可決 附帯決議	4. 27 可決	
72	簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案	〃	3. 3	3. 3	3. 14 可決 附帯決議	3. 15 可決	3. 3 (予備)	4. 26 可決 附帯決議	4. 27 可決	
73	郵便法の一部を改正する法律案	〃	3. 3	3. 3	3. 10 可決 附帯決議	3. 10 可決	3. 3 (予備)	5. 10 可決 附帯決議	5. 12 可決	

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
84	電気通信事業法の一部を改正する法律案	衆	7. 3. 13	7. 3. 13 (予備)	7. 4. 25 可決 附帯決議	7. 4. 26 可決	7. 3. 13	7. 4. 12 可決 附帯決議	7. 4. 13 可決	
85	放送法の一部を改正する法律案	”	3. 13	3. 13 (予備)	4. 27 可決 附帯決議	4. 28 可決	3. 13	4. 13 可決 附帯決議	4. 14 可決	

・国会の承認を求めるの件（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
1	放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件	衆	7. 2. 28	7. 3. 1 (予備)	7. 3. 28 承認 附帯決議	7. 3. 29 承認	7. 2. 28	7. 3. 15 承認 附帯決議	7. 3. 17 承認	

・NHK決算（1件）

件名	提出月日	参議院			衆議院			備考
		委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
日本放送協会平成5年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	7. 2. 3	7. 2. 3			7. 2. 3	7. 6. 6 議決	7. 6. 8 議決	